

氏名(本籍)	橋本憲幸(福島県)
学位の種類	博士(教育学)
学位記番号	博甲第6164号
学位授与年月日	平成24年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	国際教育開発の正当化根拠に関する理論的研究
主査	筑波大学教授 教育学博士 窪田真二
副査	筑波大学教授 博士(教育学) 手打明敏
副査	筑波大学教授 博士(文学) 米澤茂
副査	筑波大学准教授 博士(文学) 岡本智周

論文の内容の要旨

(目的)

本論文の目的は、ケイパビリティ・アプローチからの人間開発と共生という国際教育開発の「正当化」根拠を理論的に検討し、理論の側からの正当化のあり方を明らかにすることである。

(対象と方法)

本論文では、人間開発を支えるケイパビリティ・アプローチと共生を検討対象として取り上げている。いずれも、既存の政策や制度への対抗の位置から提出されてきた経緯を有し、〈いま・ここ〉の政策と制度及びそれを支える理論と思想に対し正当化のしなおいしを迫るとともに、それとは異なる自らの理論と思想及びそれに支えられた政策と制度の正当化を試みてきた。しかし1990年代に入り、ともに国際教育開発の実務へと取り入れられるようになった。この対抗の位置から中心の位置へと遷移したという位置変容に伴って、国際教育開発の正当化根拠としての意味変容がもたらされたことを文献研究により理論的に検討している。

(結果)

ケイパビリティは、現前していない複数の選択肢すなわち〈まだない〉機能群から、どれかを選択し、それを〈いま・ここ〉に現前させる能力であり、ケイパビリティ・アプローチはそうした能力を開発しようとするものである。対抗の位置から中心の位置へと遷移したケイパビリティ・アプローチは、現今の国際教育開発を正当化ではなく、これを説明してしまうものとなったため、もはや国際教育開発を理論の側から正当化するための根拠としては通用しないと結論づけた。また、共生についても、これを過程として位置付け、目的ではないとする理論構成は、現今の国際教育開発の実務の状況を説明するものとなっていることを明らかにした。共生におけるこうした理論構成において、本論文では「目的」と「目標」とは概念的に区別することができ、共生は目標でないが目的ではあり、それゆえに共生を過程としてのみ定めることは必ずしもできないと論じている。

(考察)

ケイパビリティ・アプローチ、共生ともに、なお国際教育開発の正当化根拠たりえようとするならば、ケイパビリティの原点に立ち戻ることが求められるとの考察を加えている。ケイパビリティ・アプローチは、

現今の国際教育開発を内側から組み替える契機を含んでいる。ケイパビリティ・アプローチが理論的な正当化根拠としてありうるためには、この点を認識しなおすことが必要となる。共生についても、その原意を「自己と他者との等価関係を生成しようとする過程」ととらえ、それが「自己と他者との等価関係を生成しようとする」という目的を内在させるものであると指摘している。この原意は、共生の過程で達成可能もしくは認識可能な目標へと翻訳されるが、この目標は常に目的からずれる。共生を無傷のままに表現する目標は存在しえない。それゆえ、どの目標も、その目標以外の目標がありうることあるいはありえたことを常に示す。共生という理論と思想は、共生という語を用いた発話それ自体を相対化する契機を有しているということであるとしている。そして、中心に位置変容したケイパビリティ・アプローチや共生論に裏付けられているとされる国際教育開発の実務、政策及び制度は、〈いま・ここ〉にそのように現前している国際教育開発のありかたを自ら内側から相対化し、現時点では存在しないが別様にもありえた国際教育開発を浮上させることになることを指摘し、それは現前した国際教育開発のありかたに対し、自らの正当化のしなおしを迫ることをも意味するとしている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

著者は、主題に関連する文献や資料を幅広くかつ深く渉猟して検討するとともに、国際教育開発関連研究において求められている理論研究に挑戦的に取り組んできた。そこに研究の独自性が認められる。国際教育開発の正当化根拠たりえる条件についての言及にとどまらず、国際教育開発の正当化根拠たりえる言説についてのさらなる研究が求められる。

平成24年2月3日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。